

**2025 年度 コンペティション運営方法等検討補助業務委託の
プロポーザルに係る提案書作成要領**

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

2025 年度 コンペティション運営方法等検討補助業務委託

2 業務の内容

別紙、業務説明資料のとおり。

概算業務価格（上限）は 16,000 千円（税込）です。

なお、提案書提出時には積算内訳を記した見積書（参考様式 8）を提出するものとします。

3 参加条件

次に掲げる要件をすべて満たす者、又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（2）は共同企業体として有していればよい。）

(1) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

エ 国土交通省（本省又は関東地方整備局）、農林水産省（本省）、神奈川県又は横浜市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者

(2) 次のいずれかの業務を履行した実績があること。

ア AIPH（国際園芸家協会）の認定のもと開催される国際園芸博覧会、BIE（博覧会国際事務局）の認定のもと国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会、又はそれらに準ずる大規模国際イベントにおけるコンペティション、コンテスト又は品評会の企画調整、運営、出品調整等に関する業務

イ 大規模な園芸関連イベント等におけるコンペティション、コンテスト又は品評会の企画調整、運営、出品調整等に関する業務

(3) 参加者が共同企業体である場合は、次の条件を全て満たすこと。

ア 本プロポーザルにおいて、共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員になっていないこと。

イ 共同企業体の構成員は、単体の企業として参加していないこと。

ウ 「共同企業体協定書」により、共同企業体の協定書を締結すること（別紙を参考に作成すること）。なお、協定書は契約時に提出すること。

4 参加に係る手続き

本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する場合は、下記書類を期日までに提出してください。

- (1) 提出期限 2025 年 6 月 5 日（木）午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出先 公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 出展課 加藤（^{たかし} 昂）・大久保
所在地 〒231-0005 横浜市中区住吉町 1 丁目 13 番地松村ビル本館 3 階
電 話 045-307-2057
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留）

<注意事項>

- ・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者に起因する事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。
- ・持参の場合は、平日午前 9 時～12 時と午後 1 時～5 時に、上記所在地にて受け付けます。
- ・郵送の場合は書留郵便とし、発送後に必ず提出先まで電話連絡の上、期限までに到着するように発送してください。

(4) 参加表明時の提出書類

- ア 参加意向申出書（第 1 号様式） 1 部
- イ 誓約書（参考様式 1） 1 部
- ウ 共同企業体届出書（参考様式 7）（共同企業体のみ） 1 部
- エ 3 (2) の業務実績を証明する書類（契約書の写し、報告書等） 1 部

※管理技術者及び担当技術者は、参加企業に所属していることとします。また、管理技術者と担当技術者を兼任していないこととします。

※管理技術者は、法的・専門的な知見等を活かした法人の運営支援等業務の実績を有していることを条件としますので、実績を証明する書類を添付資料としてください。

(5) 提案資格確認結果の通知

「参加意向申出書（第 1 号様式）」を提出した全ての事業者に、「提案資格確認結果通知書（第 2 号様式）」を電子メールにより通知します。なお、提案資格があることを確認できた場合は、併せて「プロポーザル関係書類提出要請書（第 6 号様式）」を送付します。

ア 通知日 2025 年 6 月 6 日（金）まで

イ その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由の説明を求めることができます。なお、書面は公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）が、通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝祭日を除く 5 日後の午後 5 時までに提出してください。協会は上記の書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝祭日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

5 質問書（参考様式 2）の提出

提案資格が認められた者において、本要領等の内容について疑義、質問のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。なお、質問内容及び回答については、質問者のノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものと協会が認めたも

のを除き、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 2025 年 6 月 13 日（金）午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出先 公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 出展課 加藤（昂）・大久保
電 話 045-307-2057
E-mail shutten@expo2027yokohama.or.jp
- (3) 提出方法 電子メール

＜注意事項＞

- ・送信後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。
- ・質問書は word 形式で添付してください。
- ・持参又は郵送の場合は、質問書に回答送付用の電子メールアドレスを必ず明記してください。

- (4) 回答日及び回答方法 2025 年 6 月 18 日（水）に電子メールで回答します。

6 提案書等の提出

- (1) 提案書は、別添の所定の書式（下記に併記）に基づき作成するものとします。
- (2) 用紙の大きさは原則 A 4 版縦とします。
- (3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

ア 提案書（第 5 号様式）

イ 業務実施体制（参考様式 3）

※管理技術者は、参加企業に所属していること。また、管理技術者と担当技術者を兼任していないことを条件とします。

※共同企業体の場合に代表者たる構成員は、管理技術者 1 名を配置し、その他の構成員は、担当技術者を 1 名以上配置してください。なお、配置する予定の管理技術者及び担当技術者は、それぞれの構成員の組織に所属していること、管理技術者と担当技術者を兼任していないことを条件とします。

ウ 予定技術者の経歴等（参考様式 4）

※業務実施体制（参考様式 3）に記載した全ての予定技術者について、今回業務と同種・類似業務を中心に経歴等を記入してください。有資格者については、資格を証する書類を添付してください。

エ 予定技術者の同種・類似業務実績（参考様式 5）

※業務実施体制に記載した予定技術者について、本業務に生かせると考えられる同種・類似業務の実績及び成果を詳細に記入してください。また、それらの経歴等を証明する書類もご提出ください（契約書の写し等）。

オ 提案内容（参考様式 6）

次項(4)【1】から【2】まで、それぞれ A 4 版縦（片面）で 2 頁以内にまとめてください。

カ 見積書（参考様式 8）

キ 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（協会様式）

- (4) 提案内容については、次のとおりとします。

業務説明資料や「2027 年国際園芸博覧会基本計画」（2023 年 1 月 10 日公表）、「2027 年国際園芸博覧会（以下「本博覧会」という。）ウェブサイト内「知る・楽しむ＞GREEN×EXPO 2027 通信 Vol. 1～3（随時発行）」、「本博覧会ウェブサイト内「参加する＞花・緑出展ページ及び Village 出展ページ」」の内容を踏まえ、業務実施計画および具体的な実施内容・スケジュール等が分かる提案としてください。

【1】本博覧会が目指す目標像を十分に理解した上で、本業務の実施方針、体制、業務全体の進め方、業務工程について、明確で適切な提案をしてください。

【2】コンペティションマニュアル運営方法等検討補助業務について、AIPH 規則等の関連規則や過去の国際園芸博覧会に加え、類似のイベント等も踏まえた、本博覧会のコンペティションの運営方法等を検討する上で、重点的に審議すべき事項やスケジュール等を整理し、具体的で効率的かつ効果的な提案をしてください。

- (5) ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用及び健康経営に関する取組の状況等を示す資料
提案書評価基準における「ワーク・ライフ・バランスに関する取組等」について、該当するものがある場合、次のとおり有効期間内の資料を提出してください。

対 象	提出資料	部数
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 101 人未満のみ加算）	労働局の受付印のある 「一般事業主行動計画」の写し	1 部
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 101 人未満の場合のみ加算）	労働局の受付印のある 「一般事業主行動計画」の写し	
次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク）の取得、又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼしマーク）の取得	「基準適合一般事業主認定通知書」の写し 「基準適合認定一般事業主認定通知書」の写し、 又は「認定通知書」の写し	
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	「認定通知書」の写し	
障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.5%を達成している（従業員 40.0 人以上）、又は障害者を 1 人以上雇用している（従業員 40.0 人未満）	最新年度の障害者雇用状況報告書（「事業主控」の写し）	
健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得	「認定証」の写し	

※上記の計画の策定や認定の取得がない場合は、資料の提出が不要です。

(6) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書、イメージ図・イラスト等を使用し、わかりやすく簡潔に記述してください。

イ 文字は注記等を除き原則として 11 ポイント程度の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。

ウ 多色刷りは可としますが、見やすさに配慮をお願いします。

エ 表紙となる提案書を除き、一切社名等（代表者名、社員名、企業ロゴ等を含む）の表記は行わないでください。

(7) 提案書の提出に合わせて、見積書（参考様式 8）を提出してください。

7 評価基準

提案書評価基準のとおり

8 提案書の提出

(1) 提案書の提出

ア 提出部数 2 部（正 1 部、副 1 部）

※電子媒体（CD 等に格納した PDF データ）1 部も併せて提出してください。

イ 提出先 公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 出展課 加藤（昂）・大久保
所在地 〒231-0013 横浜市中区住吉町 1 丁目 13 番松村ビル本館 3 階
電 話 045-307-2057

ウ 提出期限 2025 年 6 月 30 日（月）午後 5 時まで（必着）

エ 提出方法 持参又は郵送（書留）

＜注意事項＞ 4 (3) に同じ

(2) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

イ 協会は提案書の受理後、追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された書類は、返却しません。

エ プロポーザルの提出は、1 者につき 1 案のみとします。（共同企業体構成員として参加する場合を含む）

オ プロポーザルに記載した配置予定の技術者は、担当者の病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

カ 提案内容の変更は認められません。

9 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

(1) 実施日 2025 年 7 月中旬（予定）

※実施日及び時間は後日参加者へ電子メールで通知します。

- (2) 実施場所 公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 会議室（予定）
- (3) 出席者 管理技術者を含む 3 名以下としてください。
- (4) その他 詳細については、別途お知らせします。

10 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会入札等参加資格審査・業者選定委員会	2025 年度 コンペティション運営方法等 検討補助業務委託
所掌 事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関する こと	プロポーザルの評価・特定に関する こと。
委員長	財務部長	企画調整部課長
副委員長	-	機運醸成部機運醸成課長
委 員	総務部総務課長 財務部経理課課長 企画調整部課長 機運醸成部機運醸成課長	国際部国際課長 展示部展示課長 植物部植物課長

11 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、本事業の受託候補者として特定された者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

- (1) 通知日 2025 年 7 月下旬（予定）
- (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、協会が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝祭日を除く 5 日後の午後 5 時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。
協会は上記の書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝祭日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。
なお、提案者がいない場合又は提案者の中に適格者がいないときは受託候補者を特定しない場合があります。

12 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、受託者の特定以外に提案者に無断で使用しません。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、受託候補者の特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために協会において作成された資料は、協会の了解なく公表、使用することはできません。
- (5) 提出された書類は、返却しません。

13 プロポーザル手続における注意事項

- (1) 提案書に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、業者選定委員会において選定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、特定されたプロポーザル等と提出された見積価格を基に業務委託契約を締結します。なお、委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出後、契約締結までの手続期間中に国土交通省（本省又は関東地方整備局）、農林水産省（本省）、神奈川県又は横浜市から指名停止措置が講じられた場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、当該提案者が受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。
- (5) 契約の相手方には、この契約の締結と同時に契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付していただきます。なお、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。
 - ア 契約の相手方が、保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ウ 契約の相手方が、原則として過去2年間に国、地方公共団体、公益法人又は特別の法律により設立された法人と、金額をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないとき。
 - エ 契約金額の価格（税抜き）が500万円未満であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないとき。
 - オ 物品の購入、委託又は借入れ契約で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないとき。
 - カ 物品の売り払う契約を締結する場合において、代金が即納されるとき。
 - キ 前各号に定めるもののほか、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないとき。
- (6) 契約保証金は、契約履行後又は契約の相手方の責めに帰することができない事由により契約が解除された場合に返還します。契約保証金は、契約の相手方の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合は、協会に帰属するものとします。
- (7) 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さないものとします。
- (8) 受託候補者として特定された場合、資格審査に必要な以下の書類を提出していただく場合があります。
 - ア 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明を行うこと。）
 - イ 法人登記簿謄本（1部）
 - ・ 法人の場合に提出すること。
 - ・ 発行日から3カ月以内のもの
 - ウ 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）
 - ・ 個人の場合に提出すること。

- ・発行日から3カ月以内のもの
- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- エ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）
 - ・個人の場合に提出すること。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- オ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
 - (ア) 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
 - (イ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- カ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
 - (ア) 貸借対照表
 - (イ) 損益計算書
 - (ウ) 株主資本等変動計算書
- (9) 協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス『GMOサイン』による電子契約を活用しています。手続き方法の詳細については、受託候補者に対し、協会からご案内します。なお、電子契約のご利用が難しい場合は、ご相談ください。

14 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングが実施された場合におけるヒアリングに出席しなかった者

15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
 - 要する。

【プロポーザル実施スケジュール】

